

第四十八回 参議院 地方行政委員会 會議録 第一号

昭和四十年二月二日(火曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

十二月二十一日

辞任

千葉千代世君
光村 基助君

補欠選任

加瀬 完君
中村 順造君

辞任

館 哲二君
重宗 雄三君
西田 信一君
中村 順造君

補欠選任

天坊 裕彦君
山本 利壽君
斎藤 昇君
永岡 光治君

一月三十日

辞任

重政 庸徳君

補欠選任

竹中 恒夫君

委員長の異動

一月二十九日高野一夫君委員長辞任につき、その補欠として天坊裕彦君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長
理事

天坊 裕彦君

委員

西郷吉之助君
竹中 恒夫君
林 虎雄君
沢田 一精君
高野 一夫君
鍋島 直紹君
山本 利壽君
加瀬 完君
鈴木 壽君

国務大臣

政府委員

警察庁長官官房

警察庁保安局長

自治大臣官房長

事務局側

常任委員会専門員

二宮 文造君
市川 房枝君
吉武 恵市君
浜中 英二君
大津 英男君
松島 五郎君

鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○地方行政の改革に関する調査

(昭和四十年度自治省関係予算並びに今期国会提出予定法律案に関する件)

(昭和四十年年度警察庁関係予算並びに今期国会提出予定法律案に関する件)

○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(天坊裕彦君) それではただいまから地方行政委員会を開会いたします。

最初に一言ごあいさつさせていただきます。

私のたび、はからずも高野先生のとを受けまして委員長に選任されました。まことに未熟な者でございますし、特に本委員会には初めてでございますので、何かと御迷惑をおかけすることが多いかと思ひます。どうか皆さま方の格別な御指導、御協力を得まして、せつかく相つとめさせていただきますたいと存ずる次第でございます。どうぞよろしくお引き回しをお願いいたします。一言ごあいさつをさせていただきます。(拍手)

○委員長(天坊裕彦君) まず、委員の異動について御報告いたします。

一月二十一日付、千葉千代世君、光村基助君、一月二十九日付、重宗雄三君、西田信一君、一月三十日付、重政庸徳君がそれぞれ辞任され、加瀬完君、永岡光治君、山本利壽君、斎藤昇、竹中恒夫君がそれぞれ選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 次に、理事の辞任についておはかりいたします。松本賢一君から、都合により、理事を辞任したいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認めます。ただいま理事に二名の欠員を生じております。すなわち、西田君の委員の辞任に伴うものと並びに松本君の理事辞任によって生じたものでございます。直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。前例により、互選は投票の方法によらないで、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、そのように取り運ぶことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

て御報告いたします。

○委員長(天坊裕彦君) 御異議ないと認めます。ただいま理事に二名の欠員を生じております。すなわち、西田君の委員の辞任に伴うものと並びに松本君の理事辞任によって生じたものでございます。直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。前例により、互選は投票の方法によらないで、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、そのように取り運ぶことに御異議ございませんか。

説明を聴取いたします。松島官房長。

○政府委員(松島五郎君) お手元にお配りいたしてございます「昭和四十年年度予算の概要」という資料によりまして、自治省関係予算についてまず御説明を申し上げます。

第一ページをお開きいただきたいと思ひます。昭和四十年度の自治省関係の一般会計歳出予算計上予定額は七千三百三億四千三百三十八万二千元でございます。前年度と対比いたしましたら一千十四億一千八百六十一万円の増となっております。なお、自治本省と消防庁との関係におきましては、自治本省が七千二百九十億七千四百八十六万円でございまして、前年度対比一千一百一億三千九百七十三万円の増、消防庁が十二億六千八百五十二万二千円でございまして、前年度対比二億七千八百八十八万円の増加となっております。

次に、予算のおもな項目について御説明申し上げます。四ページでございます。第一は、住居表示制度の整備に必要な経費でございます。六千五百五十七万九千円でございまして、これは住居表示に関する法律に基づきまして市町村が行ないます住居表示の実施が円滑に行なわれますように、奨励に要する経費でございます。そのうち、奨励補助金が六千五百十万円、本省関係経費が四十七万九千円でございまして、

第二は、奄美群島振興事業に必要な経費十六億六千五百八十九万三千円でございまして、これは昭和三十九年度から新たに奄美群島振興五カ年計画が策定されましたが、これはに基づきまして行ないます産業振興、土木施設の整備等の事業を行ないますために必要な経費十五億一千八百一十七万七千円、奄美群島の職員等に対する補助金九千六百五十万一千円並びに奄美群島振興信用基金に対する出資金の増額五千万円及び奄美群島振興審議会並びに本省関係の事務費百三十七万五千円でござい

第三は、選挙制度の調査研究等に必要経費六十八万二千六百円でございます。これは選挙制度の根本的な改革について調査研究をいたしますために必要経費でございます。選挙制度調査研究に必要な経費が五百九十九万六千円、選挙制度審議会に必要な経費が五百二十三万円でございまして、このほか委員手当等四百八十八万三千円が別途総理府予算に計上されております。

第四は、選挙の常時啓発に必要な経費五億五千万円でございます。これは公職選挙法に基づきまして選挙人の自由な意思による公明かつ適正な選挙が行なわれるように、あらゆる機会を通じて選挙の政治意識の向上につとめるとともに、選挙に関する諸般の事項を周知させるために必要経費でございます。内容は、都道府県補助金七千五百万円、市町村委託費二億八千九百九十三万円、公明選挙連盟委託費五千万円、放送関係委託費が一億二千二百六十七万円、本省関係経費が千二百四十万円でございます。

第五は、参議院議員通常選挙の執行に必要な経費四十二億四千八十万五千円でございます。昭和四十年度において参議院議員通常選挙が行なわれることになっておりますが、それに必要経費でございまして、地方公共団体委託費三十九億五千三百七十八万八千円、選挙放送委託費七百四十八万四千円、本省において直接必要といたします経費二億七千九百五十三万三千円でございます。

第六は、参議院議員選挙の公明化推進に必要な経費三億三千九百三十三万円でございまして、これは参議院議員通常選挙に際しまして、選挙が公明かつ適正に行なわれるように、選挙人に對し、参議院議員選挙の重要性その他選挙に關し必要な事項を周知させるために必要経費でございます。地方公共団体に対する委託費一億二百二十六万、公明選挙連盟に対する委託費二千八百八十五万、放送関係の委託費一億七千二百七十七万四千円、本省関係経費四千三百五十一万六千円でございます。

第七番目は、地方交付税交付金等財源の繰り入れに必要な経費七千六百六十二億千三百五十八万八千円でございます。これは昭和四十年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込み額のそれぞれ百分の二・九・五に相当する金額の合算額七百二十億七千五百三十三万に、昭和三十八年度の地方交付税の未交付額に相当する金額四十一億一千九百九十二万八千円を加えたものに、さらに昭和三十九年度及び昭和四十年度において借り入れたものでございまして、これは交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに必要な経費でございます。

第八番目は、地方公営企業の再建整備促進に必要な経費六百四十三万九千円でございます。最近、経営状態が著しく悪化しております地方公営企業の再建整備を促進するための必要経費でございます。再建整備促進のための指導経費三百四十六万二千円と地方公営企業制度調査会に必要な経費二百九十七万七千円でございます。

第九番目は、地方財政再建促進特別措置費三千二百一十一万三千円でございます。地方財政再建促進特別措置法に基づきまして地方公共団体の財政再建を促進するために交付いたしました利子補給金及び市町村の指導に要します都道府県に対する事務費交付金並びに本省経費でございます。その内訳は、地方財政再建債の利子補給金二千五百九十九万二千円、地方財政再建促進事務費交付金五百六十六万六千円、本省関係経費が百八十五万五千円となっております。

第十番目は、国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。これはいわゆる基地交付金といわれるものでございまして、関係する都及び市町村に対して助成交付金を交付するため必要な経費でございます。前年度十三億五千万円に對しまして五千円増加となっております。

第十一番目は、新産業都市等建設事業費調整分利子補給金八百八十七万二千円でございます。新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備を促進いたしますために、一定の事業に對しまして

は、府県分につきましては地方債の充当率を引き上げることとしていたしまして特別調整ワケ四十億を設けておりますが、これに對しまして國が関係道県に利子補給を行ないますために必要経費でございます。なお、市町村分につきましては、その事業の國庫補助率を引き上げるといふ方式をとることとしていたしております。これは四十年度分の事業から適用することとしていたしまして、その補助金については翌年度において精算することとしておりますので、明年度以降の——明年度と申しますか、四十一年度以降の——予算の問題となるわけでございます。

第十二番目は、小災害地方債元利補給金十八億七千七百二十七万八千円でございます。激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律、その他特別立法に基づきまして、小災害に對して利子補給をいたしてまいっておりますが、昭和三十三年以降昭和三十九年までに発生いたしました公共土木施設、農地等の小災害にかかると地方債の本年度分の元利償還金相当額の全部または一部の額を計上したものでございまして、いま申し上げましたとおり十八億七千七百二十七万八千円と相なっております。

第十三番目は、市町村民税臨時減税補てん償元利補給金十九億二千七百八千円でございます。昭和三十九年度に引き続いて市町村民税の課税方式の統一並びに標準税率制度を設けることと相なっておりますが、その減収につきましては全額地方債の発行を第一年度において行なうこととし、その三分の二の分について元利補給を行なうこととしていたしておりますが、その元利補給金の昭和三十九年度において借り入れたものに對する分並びに四十年度に新たに発行する分に對する元利補給金相当額でございます。

第十四番目は、固定資産税特例償元利補給金一億七千八百一十六万六千円でございます。固定資産税の制限税率を引き下げた際に、その減収を補てんいたしますために地方債の発行を認めてまいったのでございまして、その今年度分の元利償

還金相当額でございます。

第十五番目は、その他の経費として五億一千七百七十三万三千円でございます。これは特別職及び一般職の職員に要します給与関係の経費及び事務費等に必要経費でございます。

次に、消防庁について申し上げます。

第一番目は、消防施設等整備費補助金九億五千万八百万円でございます。消防施設強化促進法に基づきまして、従来から消防ポンプ自動車火災報知機、消防専用無線電話装置、防火水槽等について補助を行なつてまいりましたのでございまして、最近の火災の状況にかんがみまして、科学消防力の強化をはかることとし、これにために化学車、しご車、救急車等を購入し、または設置しようとする市町村に對して、新たに補助を行なわんとする経費でございます。

第二は、退職消防団員報償費六千六百五十万四千円でございます。非常勤消防団員として多年勤続された方々が退職されました場合、その功勞に報いますために國が報償を行なう経費でございます。

第三は、消防吏員及び消防団員に授与する賞じゆつ金一千万円。消防吏員または消防団員が、職務を行ないましたことによつて災害を受け、そのために死亡し、あるいは不具廢疾になった場合におきまして、特に功勞があると認めますときに、その功勞の程度によりまして賞じゆつ金を支給する制度がございまして、それに必要経費でございます。

四番目は、消防団員等公務災害補償等共済基金に對する補助金でございます。この基金が行なつております非常勤消防団員に對します公務災害補償並びに非常勤消防団員に對します退職報償金制度の実施に必要な事務費を交付しようとするものでございます。

第五番目は、科学消防等の研究費三千九百四十三万五千円でございます。科学消防技術の開発向上をはかるために、消防研究所において行ないます研究に必要な経費でございます。

第六、その他の経費一億五千六百七十八万三千円は、消防本庁、消防研究所及び消防大学校の一般職員の給与に要する経費並びに事務費でございます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。自治省関係の特別会計といたしまして、大蔵省及び自治省所管交付税及び譲与税配付金特別会計がございますが、この特別会計の昭和四十年年度の歳入歳出予算額は、歳入は七千八百十八億四千四百四十五万八千円でございます。前年に対比いたしまして、一千四百四十四億五千四百二十万二千円と相なっております。歳出は七千八百十二億三千七百七十七万七千円、前年度対比千四百四十五億五千二百五十九万六千円の増加となっております。

内訳について御説明申し上げます。まず、歳入につきましては、一般会計よりの受け入れは、七千六百六十二億二千三百五十八万八千円でございます。地方譲与税関係として受け入れます地方道路税四百八十五億一千二百万円、石油ガス税三億九千九百四十四万円、特別とん税が三十九億三千九百九十九万四千五百円となっており、なお借入れ金は四百二十億でございます。これは前国会において御審議をいただきました交付税法等の特例に関する法律によりまして、昭和三十九年度以降五カ年間にわたりまして、この特別会計において借り入れ金を行なっていくというものに基づくものでございまして、昭和三十九年度は百五十億、昭和四十年年度は三十億を減じまして百二十億というところに相なります。前年度譲与金の受け入れが七億二千三百万円、雑収入が六千五百五十万円、歳入合計七千八百十八億四千四百四十五万八千円と相なっております。

次に、歳出について申し上げます。地方交付税交付金は七千三百三十一億八千七百七十七万七千円でございます。先ほど申し上げましたとおり一般会計からの受け入れとの間に約三十億円の差がございますのは、先ほど申し上げましたとおり交付税法等の特例に関する法律によりまして百五十億円を

借り入れしましたもののうち、三十億円を毎年償還をしてまいりますので、その差額三十億円が交付税から借り入れ金の償還に回るわけでございます。

第二の、地方譲与税譲与金五百二十八億四千五百万円は、先ほど御説明申し上げましたとおり地方道路税、石油ガス税、特別とん税の合計額でございます。

第三の、国債整理基金特別会計へ繰り入れ百五十億七千五百万円は、これはまた先ほど申し上げました昭和三十九年度において借り入れしました借り入れ金百五十億円を償還するに要します経費並びにそれに伴います利息相当額でございます。第四、諸支出金十億円。それから、予備費一億三千万円。合計いたしまして、歳出合計が七千八百十二億三千七百七十七万七千円と相なっております。

なお、交付税交付金の積算基礎を別途掲げてございまして、昭和四十年の交付税交付金は、昭和四十年年度の税収入見込み額から、国税三税の二兆四千三百三十八億一千四百万円に対して二九・五%を乗じまして七千二百二十億七千五百十三万円と相なります。

二番目は、過年度精算分、四十一億一千百九十九万八千円は、昭和三十八年度分の国税三税のうち、予算未計上の分に對します地方交付税の精算分でございます。

三番目の一万九千円は、地方交付税法第十九条第二項の規定に基づきまして、地方公共団体から返還された分でございます。これらの分を合計いたしましたものから、昭和三十九年度借り入れ額のうち、昭和四十年年度において償還する分三十億円を減じました額七千三百三十一億八千七百七十七万七千円が地方公共団体に交付せらるべき本年度分の交付税総額でございます。

予算の説明はこれで終わらしていただきます。次に、第四十八国会に提出を予定いたしてあります法律案の概要について御説明申し上げます。第一は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案。地方公共団

体等が行ないます国会議員の選挙に要します経費につきましては、この基準法によりまして積算をいたしまして、委託費を交付いたしておるのでございまして、最近の給与の改定あるいは物価の状況等にかんがみまして、この際、これを改める必要があると考えまして、給与単価の増加等を織り込みまして、そういった関係の経費並びに人夫賃でありますとか、嘱託手当でありますとか、運搬費でありますとか、そういったものについての単価の引き上げ、さらに投票管理者、開票管理者、投票立ち会い人、開票立ち会い人等の費用弁償、その他さらにポスター掲示場の経費の額について候補者の数に応じて基準額を設定するというようなことによる基準額の合理化、その他最近の物価の状況等も考えまして、選挙執行に要します経費の基準を改めようとするものでございます。

第二は、地方交付税法等の一部を改正する法律案でございますが、地方財源を充実いたしますために、地方交付税の繰り入れ率を二八・九%から二九・五%に引き上げること、いたしたいと考えております。それに伴う改正並びに増加いたしました地方交付税を関係地方公共団体に交付いたしますために必要な単位費用等の改定を行なうとするものでございます。

第三は、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の特利の財政措置に関する法律案でございます。これは新産業都市の建設あるいは工業整備特別地域の整備が円滑に行なわれますように、関係の地方公共団体の負担の増加に應じまして、その負担を軽減する措置を講じたいという内容でございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、府県に對しましては一定の方式によりまして起債の充当率を高め、その分について利子補給をいたすという内容が第一点、市町村分につきましては、関係の事業費に對します国庫補助率を一定の方式によって引き上げようというものでございます。

次は、地方税法の一部を改正する法律案でございます。内容は、個人事業税の事業主控除の引き上げ、電気ガス税の免税点の引き上げ、家用乗用車、観光貸し切り用バス等に對します自動車税の税率の引き上げ、法人税が減税になることに伴いまして、それが自動的に市町村民税の法人税割りの減収とならないよう税率の調整をしようとするもの並びに大規模の償却資産に對する道府県分と市町村分との配分を調整しようとするものです。なお、この大規模償却資産にかかる固定資産税の道府県分と市町村分の取り分の調整に伴いまして、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律における大規模の償却資産についても同様の措置を講ずる必要がありますので、あわせてその改正をいたしたいと考えておるのでございます。

次は、石油ガス譲与税法案でございます。国税としてプロパンガスに對しまして課税をいたすことと相なりますが、その半額を地方譲与税として地方公共団体の道路費の財源として配分しようとするものでございます。

次は、市町村の合併の特例に関する法律案。市町村合併は、町村合併促進法あるいは新市町村建設促進法等によりましておこなわれ所期の成果をおさめることができたと考えられるのでございまして、なお地域によりましては、その後の事情の変化等から、さらに合併をいたしたいというところもあるようでございます。これらに對処いたしますためには、合併がある程度円滑に行なわれますような措置を講ずる必要があるのではないかと、このことから、この法律案を準備をいたしているわけでございます。

その次は、地方公務員法の一部を改正する法律案。いわゆるILO条約の批准に関連いたしまして地方公務員法の関係規定の改正を行なうとするものでございます。

次は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案。これは恩給につきまして恩給の基礎年額が改定されることと相なりますが、これに即応いたしまして地方公務員共済組合法についても所要の改正を行なわんとするものでございます。

第三、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の特利の財政措置に関する法律案。これは新産業都市の建設あるいは工業整備特別地域の整備が円滑に行なわれますように、関係の地方公共団体の負担の増加に應じまして、その負担を軽減する措置を講じたいという内容でございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、府県に對しましては一定の方式によりまして起債の充当率を高め、その分について利子補給をいたすという内容が第一点、市町村分につきましては、関係の事業費に對します国庫補助率を一定の方式によって引き上げようというものでございます。

次は、地方税法の一部を改正する法律案でございます。内容は、個人事業税の事業主控除の引き上げ、電気ガス税の免税点の引き上げ、家用乗用車、観光貸し切り用バス等に對します自動車税の税率の引き上げ、法人税が減税になることに伴いまして、それが自動的に市町村民税の法人税割りの減収とならないよう税率の調整をしようとするもの並びに大規模の償却資産に對する道府県分と市町村分との配分を調整しようとするものです。なお、この大規模償却資産にかかる固定資産税の道府県分と市町村分の取り分の調整に伴いまして、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律における大規模の償却資産についても同様の措置を講ずる必要がありますので、あわせてその改正をいたしたいと考えておるのでございます。

次は、石油ガス譲与税法案でございます。国税としてプロパンガスに對しまして課税をいたすことと相なりますが、その半額を地方譲与税として地方公共団体の道路費の財源として配分しようとするものでございます。

次は、市町村の合併の特例に関する法律案。市町村合併は、町村合併促進法あるいは新市町村建設促進法等によりましておこなわれ所期の成果をおさめることができたと考えられるのでございまして、なお地域によりましては、その後の事情の変化等から、さらに合併をいたしたいというところもあるようでございます。これらに對処いたしますためには、合併がある程度円滑に行なわれますような措置を講ずる必要があるのではないかと、このことから、この法律案を準備をいたしているわけでございます。

その次は、地方公務員法の一部を改正する法律案。いわゆるILO条約の批准に関連いたしまして地方公務員法の関係規定の改正を行なうとするものでございます。

次は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案。これは恩給につきまして恩給の基礎年額が改定されることと相なりますが、これに即応いたしまして地方公務員共済組合法についても所要の改正を行なわんとするものでございます。

警察電話の専用料、その他警察活動に伴う事務費に対する補助金でございます。

そのおもなものでございまして、増員の欄で二千五百三十八万三千円の中には、外勤警察官六千人の募集経費が含まれております。外勤警察官の勤務体制の合理的な改善をはかるとともに、主要都市及びその周辺地区の警力を強化する等のために、昭和四十一年度から三十九年一万八千人の増員を行なうことといたしまして、昭和四十一年度六千人を増員いたしますためのものでございます。

装備の項目で、前年度に比べまして一億五千四百八十八万円の増となっておりますのは、先ほど申し上げましたように車両、原付自転車等の維持費及び舟艇の維持費等でございます。

捜査関係におきまして九千六万一千円の増となっておりますのは、暴力団犯罪その他一般犯罪の取り締まり等の経費でございます。また防犯関係におきまして千八百三十八万八千円の増は、青少年非行防止対策の強化等の費用でございます。交通関係におきまして一億三千八百二十七万九千円の増となっておりますのは、交通事件捜査及び交通取り締まり並びに信号機、標識等の交通安全用資機材の購入に要する経費でございます。

以上、行政費合わせまして総額で五億十六万四千円の増加計上となっております。

第二は、施設整備費の補助金でございます。八億七千九百三十一万九千円でございます。この経費は、都道府県警察本部、警察署、派出所、駐在所その他の都道府県警察庁舎の新増設に必要経費でありまして、前年度に比べて一億二千六百三十九万六千円の増加計上となっております。

最後に、警察官待機宿舎の整備に対する補助金七億五千九百九十九万九千円でございます。これは刑事、警備の専従員等常時待機を必要とする警察職員の宿舎の整備に要する経費に対する補助金でございます。まして、三千八百五十八万九千円の増加計上となっております。

次に、第四十八回国会に提出される法律案について御説明を申し上げます。

二件を予定いたしております。一件は、後刻大臣から提案理由の説明があることとなっております銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案でございます。他の一件は、道路交通法の一部を改正する法律案でございます。目下関係省庁と協議中でございまして、政府案が決定され次第、中下句をめどに提出の予定でございます。正式な決定はいたしていませんが、改正の方向といたしまして、第一点は、自動二輪車による交通事故を防止するために、特定の通路につきまして、二人乗りを禁止し、または保護帽をかぶせることにする等の規制の強化をしたいということ。

第二点は、自動車等の安全運転の確保をはかるため、安全運転管理者の選任の制度を設けて、責任を明確にしたいということ。第三点は、運転免許制度の合理化をはかるために、運転免許の種別や運転することのできる自動車等の種別を改めていきたい。軽免許制度を廃止いたしまして、これを普通並びに自動二輪免許に切りかえるということを中心としたものであるものでございます。それから第四点といたしまして、資料には書いてございませんが、高速道路におきまして、いわゆる交通の規制、取り締まりというものをより合理的に行なうことのできますように、道交法の第百十条の指示権の範囲を広げたい。

以上四件を中心として検討中でございます。いずれも予算関係法案ではございませんが、参議院先議をお願いいたすことになっております。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(天坊裕彦君) それでは次に移ります。大臣もお見えになりましたので、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の御説明をお願いします。
○國務大臣(吉武恵市君) ただいま議題となりました銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、最近におけるいわゆる暴力団その他の銃砲刀剣類の不法所持及び使用の実情にかんがみ、新たに拳銃等の輸入についての規制を設けるほか、許可または登録を受けた銃砲刀剣類の譲り渡し等の取り扱いに関する規制を強化し、また、銃砲刀剣類の不法所持及び不法携帯等に対する罰則を引き上げるとともに、あわせて建設用びょう打ち銃等の所持に関する規制を実情に即するように合理化すること等をその内容とするものであります。

まず、拳銃等の輸入に関する規制について御説明いたします。
拳銃等は、犯罪に使用されるおそれが多いため、現行法においては法令に基づいて職務のために所持する等、限られた場合を除き、所持を禁止されているのであります。もちろんこれらを輸入することも所持の禁止の面から規制を受けているのであります。最近拳銃等の密輸入事犯が全体的に著しく増加の傾向にあり、しかも、そのほとんどが暴力団等に流れていく実情にあります。そこで、これらの密輸入事犯を防止するため、今回拳銃等については一部の場合を除き、輸入行為自体を禁止することとし、これに違反した者に対しては重い刑罰をもって臨むこととしたのであります。

次に、許可を受けた銃砲刀剣類の譲渡等に関する規制の強化について御説明いたします。
暴力団等が犯罪に使用し、または不法に所持している銃砲刀剣類の中には、所持の許可を受けた者から譲り受けまたは借り受けたものが相当数ある実情でありますので、これを防止するため、銃砲刀剣類の製造または販売を業とする者と同様に、他人に譲り渡したまたは貸与する場合には、譲り受け人または借り受け人が適法に所持できる者であることを確認し、または許可証の提示を受けなければならぬこととしたのであります。

次に、登録を受けた銃砲刀剣類の譲渡等の取り扱いに関する規制の強化について御説明いたします。

現在、登録を受けた銃砲刀剣類は、その登録証とともに所持するたてまになっていないのであります。実情は、法の不備もあって、登録証を伴わない譲り渡し、譲り受け等が行なわれているので、これを是正するための改正を行ない、あわせて登録証のみを譲り渡したまたは譲り受けをすることを禁止することとしたのであります。

なお、これに関連して、登録を受けた銃砲刀剣類の譲り受け、相銃等についての届け出期間を二十日以内と明示して、届け出の履行を確保することとしたのであります。

次に、罰則の強化について御説明いたします。
銃砲刀剣類の不法所持に対する罰則は、現在、一律に規定されているのであります。拳銃等及び銃砲刀剣類の不法所持は、その危険性から見て、他の銃砲刀剣類の不法所持と区別して重く処罰することとし、また、危険防止の観点から、銃砲刀剣類の不法携帯、運搬等についても罰則を引き上げる等、最近における暴力団等による銃砲刀剣類の不法所持及び使用に対処することとしたのであります。

なお、この罰則の強化に伴い、拳銃等及び銃砲の製造違反に対しても同様の措置が必要でありますので、附則の規定により武器等製造法の罰則の一部を改正することとしたのであります。

拳銃等の輸入禁止に伴いその罰則を新たに設けることについては、前に述べたとおりであります。

次に、建設業の用途に供される銃砲の所持に関する規制を合理化すること等について御説明いたします。
建設用びょう打ち銃及び建設用網索発射銃は、比較的危険性が少なく、かつ、悪用されることもほとんどないので、所持の許可を受けた者の監督のもとに建設作業に従事する者が業務のため使用する場合には、所持の禁止から除外することとい

たしました。また、文化財保護の観点から、火なわ式銃砲以外の古式銃砲も登録の対象とすることとして、そのほか許可証及び登録証の交付に関する手数料の最高限の額を引き上げる等所要の改正をすることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(天坊裕彦君) 本案についての質疑は後刻に譲りたいと存じます。

次回は二月四日午前十時の予定でございます。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

一月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲刀剣類所持取締法
目次中「第三条」を「第三条の二」に、「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に、「第二十二條」を「第二十一條の二」に、「第三十六條」を「第三十七條」に改める。

第二条第一項中「銃砲」とは、「の下に」けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他を加える。

第三条第一項中「次条」を「第四条」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第一項第一号の規定により建設業の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者の監督の下に建設作業に従事する者(許可を受けた者があらかじめ住所(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について同号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。以下「建設作業に従事する者」という。以下「けん銃等」という。)を輸入してはならない。

一 国又は地方公共団体が前条第一項第一号又は第二号の所持に供するため必要なけん銃等を輸入する場合

二 国又は地方公共団体から前号のけん銃等の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃等を輸入する場合

三 次条第一項第二号又は第三号の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合

四 前号に規定する者から許可に係るけん銃等の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃等を輸入する場合

五 第六条第一項の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合

第四条第二項中「住所(法人の事業場の所在地)」を加え、同条第五項中「住所(法人の事業場の所在地)」に改める。

第七条第二項中「以下同じ」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加える。

第八条第二項中「住所(法人の事業場の所在地)」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加える。

業場の所在地」を加える。

第十一条第一項及び第二項中「許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者」を「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項に掲げる」を「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 建設作業に従事する者が当該許可を受けた者の指示に基づかないで当該銃砲を所持した場合においては、都道府県公安委員会は、当該銃砲に係る許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者が建設作業に従事する者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

第十二条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に、「当該銃砲又は刀剣類を所持する者」を「当該処分に係る者」に改める。

「第三章 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録」を「第二章 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」に改める。

第十四条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 文化財保護委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、すみやかにその旨を登録証を返納した者の住所を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十七条第一項中「相続し」を「相続により取得し」に、「すみやかに」を「二十日以内に」に、「しなかつた」を「した」に改め、同条銃砲又は刀剣類の返還を受けたに改める。

第十八条に次の二項を加える。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第二十條中「第十六條」を「第十六條第一項」に改める。

第二十一條の二に次の一項を加える。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当することを確認した場合又は譲受人若しくは借受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、当該銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

第二十四條の二第八項及び第二十七條第三項中「第十一條第六項及び第七項」を「第十一條第七項及び第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十八條第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第二十九條中「二百円」を「五百円」に改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 第三條の二の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一條の次に次の三條を加える。

第三十一條の二 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反してけん銃等又は猟銃を所持した者

二 偽りの方法によりけん銃等又は獵銃の所持について第四條又は第六條の規定による許可を受けた者

は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第二十條中「第十六條」を「第十六條第一項」に改める。

第二十一條の二に次の一項を加える。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当することを確認した場合又は譲受人若しくは借受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、当該銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

第二十四條の二第八項及び第二十七條第三項中「第十一條第六項及び第七項」を「第十一條第七項及び第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十八條第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第二十九條中「二百円」を「五百円」に改める。

第三十一條を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過規定）

第五條第一項第八号中「銃砲刀劍類等所持取締法」を「銃砲刀劍類所持等取締法」に改める。

9 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部

一七九号)(第一八〇号)(第一八一号)(第一八二号)(第一八三号)(第一八九号)(第一九〇号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)

方財源の充実強化を図るため、明年度において方交付税率を大幅に引き上げる等の特段の配慮なされたいとの請願。

理由
明年度地方財政においては、国の重要施策に基づき都市的施設の整備拡充、社会福祉費の増大、給与費等の増加に反し、税収入の伸びの鈍化等都市財政悪化の傾向が顕著である。

第三六号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 栃木県議会議長 田村賢作外四名
紹介議員 植竹春彦君 坪山徳弥君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三七号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 茨城県北茨城市長 豊田実
紹介議員 鈴木一司君 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三八号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 東京都北多摩郡国立町国立二五六
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三九号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 静岡市追手町二五一 丸山勇
紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 富山県議会議長 柿木栄吉
紹介議員 館 哲二君 櫻井志郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四一号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 徳島県知事 原菊太郎
紹介議員 三木與吉郎君 紅露みつ君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四二号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 福井県議会議長 山本宇平
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四三号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 滋賀県長浜市長 金沢薫
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四四号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 和歌山県議会議長 町田義友外五
紹介議員 和嶋鶴一君 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四五号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 大阪府泉佐野市長 山本昇平
紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四六号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 島根県知事 石破二郎
紹介議員 仲原善一君 石谷憲男君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四七号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 徳島県知事 原菊太郎
紹介議員 三木與吉郎君 紅露みつ君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。
紹介議員 石川県加賀市長 矢田松太郎
紹介議員 鳥島徳次郎君

第四八号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡久木野村議会議長
紹介議員 原田文夫
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第四九号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 山形県東田川郡三川村議会議長
石栗孝太郎外二十一名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 宮城県石巻市長 千葉堅弥外二名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五一号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 静岡県議会議長 伊良原正一外四
十六名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五二号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 石川県江沼郡山中町議会議長 守
田庄作外一名
紹介議員 林屋亀次郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五三号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 愛知県安城市市長 石原一郎外一名
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五四号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)
請願者 宮城県本吉郡津山町議会議長 山
形亀外二名
紹介議員 村松 久義君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五五号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)
請願者 福島県伊達郡川俣町議会議長 加
藤清助外二名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五六号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)
請願者 千葉県旭市長 斎藤寛外三名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五七号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)
請願者 富山県上新川郡大山町議会議長
池田博外二名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五八号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)
請願者 熊本県菊池市長 有田義行外三名
紹介議員 野上 進君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第五九号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)
請願者 茨城県那珂湊市長 薄井与兵衛外
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

三名

紹介議員 鈴木 一司君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)
請願者 香川県三豊郡詫間町議会議長 安

紹介議員 藤幸三外三名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六一〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)
請願者 佐賀県小城市津町長 持永秋雄

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六二〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(五通)
請願者 佐賀県三養基郡三根町長 大坪司

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六三〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(六通)
請願者 長野県埴科郡戸倉町議会議長 竹

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六四〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(六通)
請願者 鹿児島県日置郡東市来町議会議長

紹介議員 松崎常森外五名

西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六五〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(七通)
請願者 秋田県山本郡山本町長 小沢文一

紹介議員 郎外六名

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六六〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(九通)
請願者 奈良県磯城郡田原本町議会議長

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六七〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(九通)
請願者 大分県知事 木下郁外五十八名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六八〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(十一通)
請願者 茨城県北相馬郡守谷町長 吉田集

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第六九〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(十三通)
請願者 栃木県宇都宮市長 佐藤和三郎外

紹介議員 坪山 徳弥君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七〇〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(十九通)
請願者 埼玉県比企郡鳩山町議会議長 小

薦源一外十八名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七一〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(十八通)
請願者 長崎県福江市長 田口馬次外十九

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七二〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二十通)
請願者 福岡県知事 北栄造外四十八名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七三〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二十九通)
請願者 熊本県葦北郡葦北町議会議長 井

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七四〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(四十五通)
請願者 山口県宇部市長 星出寿雄外四十

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七五〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(五十四通)
請願者 札幌市北四条西六丁目北海道町村

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七六〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(五十六通)
請願者 北海道樺戸郡月形町議会議長 大

紹介議員 江森友外五十五名

第七七〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(五通)
請願者 広島県山県郡加計町山県郡町村議

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七八〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 愛知県豊橋市長 河合陸郎

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第七九〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(十一通)
請願者 山形市長 大久保伝蔵外十名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八〇〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 茨城県知事 岩上二郎

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八一〇号 昭和三十九年十二月二十一日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 群馬県知事 神田坤六

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 栃木県宇都宮市堀田町五〇四栃木

県議会内 大谷英一外四名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八三号 昭和三十九年十二月二十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 静岡市追手町二五一静岡県議会内

鈴木政之助外十七名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八四号 昭和三十九年十二月二十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 山梨県知事 天野久

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八五号 昭和三十九年十二月二十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 岡山県都窪郡妹尾町議会議長 多

田源一

紹介議員 私山 長造君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八六号 昭和三十九年十二月二十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 岡山県久米郡久米町議会議長 黒

田義夫外一名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八七号 昭和三十九年十二月二十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)

請願者 北海道常呂郡置戸町議会議長 藤

内明外三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八八号 昭和三十九年十二月二十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 広島県知事 永野殿雄

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第八九号 昭和三十九年十二月二十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(十通)

請願者 長野県上伊那郡長谷村議会議長

中山金恵外九名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇一号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 岐阜県議会議長 西脇弘康

紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇三号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)

請願者 山形県鶴岡市議会議長 安藤武一

外二名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇四号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 茨城県新治郡八郷町議会議長 桜

井浩蔵外四名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇五号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 神戸市議会議長 神原久男外一名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇六号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)

請願者 鳥取県八頭郡智頭町議会議長 酒

本頼正外二名

紹介議員 石谷 憲男君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇七号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二十三通)

請願者 長野県小諸市長 町田増夫外二十

二名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇八号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(八十一通)

請願者 長野県西筑摩郡上松町長 遠山一

郎外八十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一一九号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(十二通)

請願者 北海道紋別郡九瀬布町 因末治郎

外十一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三二号 昭和三十九年十一月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 東京都北多摩郡久留米町議会議長

佐藤瑞彦

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三三号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 東京都西多摩郡奥多摩町議会議長

古屋忠良

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三四号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 富山県婦負郡細入村議会議長 山

本邦一

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三五号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 富山県糸曲村四八八富山県町村会

内 内野信次外二十九名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三六号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 京都府知事 堀川虎三

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三七号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 福岡市天神町一福岡県町村会内

三輪修平外二十六名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三八号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 香川県仲多度郡仲南村大字十郷字

帆山一二七ノ一 馬場彰平外四名

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一三九号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 東京都東村山市長 小山林平外一名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四〇号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)

請願者 滋賀県近江八幡市長 井上孫治郎外二名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四一号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)

請願者 和歌山県有田郡金屋町長 沼田依延外二名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四二号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(六通)

請願者 埼玉県鴻巣市長 飯山芳太郎外五名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四三号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(六通)

請願者 三重県桑名郡長島町長 大橋美生外五名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四四号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(十五通)

請願者 愛媛県川之江市長 川崎喜三郎外十五名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四五号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(五十七通)

請願者 北海道上磯郡上磯町議会議長 時田蜜雄外五十六名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一四六号 昭和三十九年十二月二十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 熊本県鹿本郡鹿本町議会議長 枈原敏夫外一名

紹介議員 北口 龍徳君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五二号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 京都市長 高山義三

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五三号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 京都府亀岡市長 大槻嘉男

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五四号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 千葉県議會議長 相川久雄外五十七名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)

請願者 群馬県新田郡尾島町長 梅沢敏外七名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五六号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(七通)

請願者 岩手県知事 千田正外八名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一七七号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 北海道寿都郡寿都町議会議長 南波治平

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一七八号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 香川県綾歌郡分寺町議会議長 松尾清

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一七九号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町議会議長 陸田良雄

紹介議員 木村禮八郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一八〇号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 北海道夕張郡栗山町議会議長 奥田輝生外一名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一八一号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 山梨県大月市長 井上武右衛門外六名

紹介議員 安田 敏雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一八二号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(一通)

請願者 鳥取県八頭郡八東町議会議長 坂本春治外一名

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一八三号 昭和三十九年十二月二十三日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)

請願者 和歌山県橋本市橋本一ノ二 中西正一外三名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一八九号 昭和三十九年十二月二十四日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 静岡県浜名郡湖西町鷺津一、七九八 飯田仲治

紹介議員 基 政七君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一九〇号 昭和三十九年十二月二十四日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(七通)

請願者 千葉県佐原市長 小森鍾吉外六名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二〇三号 昭和三十九年十二月二十四日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 千葉市市場町二千葉県議会内 畑

江弘太外六十一名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二〇四号 昭和三十九年十二月二十四日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 京都府熊野郡久美浜町議会議長
住倉金市

紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二〇五号 昭和三十九年十二月二十四日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 北海道旭川市富岡二 松橋正保外
二名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二〇六号 昭和三十九年十二月二十四日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(五通)
請願者 東京都北多摩郡柏江町議会議長
土屋清親外四名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二〇七号 昭和三十九年十二月二十四日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(五通)
請願者 富山県氷見市長 堀埜豊一外四名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二〇八号 昭和三十九年十二月二十四日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(十三通)
請願者 群馬県多野郡中里村長 黒田一雄
外三十一名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二〇九号 昭和三十九年十二月二十四日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(十八通)
請願者 鳥取県西伯町議会議長 吉原正外
二十六名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二一〇号 昭和三十九年十二月二十四日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二十五通)
請願者 高知県知事 溝淵増巳外七十三名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二一一号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)
請願者 山形県東置賜郡赤湯町議会議長
大浦九一郎外十二名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二一二号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(九通)
請願者 北海道議会議長 岩本政二外八名
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二一五号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)
請願者 埼玉県比企郡菅谷村議会議長 奥
平武治外三名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二二三号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 福岡県柳川市大字本町一〇一 甲
木与一郎
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二二三号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)
請願者 兵庫県川辺郡猪名川町 水越政夫
外七十七名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二三四号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)
請願者 熊本県議会議長 岡田清充外三名
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二三五号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二十通)
請願者 佐賀県佐賀郡川副町議会議長 枝
国義次外十九名
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二三六号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(二一通)
請願者 島根県八束郡玉湯町議会議長 山
本茂外二十名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二三七号 昭和三十九年十二月二十五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 和歌山県橋本市長 小林豊治
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四〇号 昭和三十九年十二月二十六日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 新潟県柏崎市議会議長 西川亀三
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四一号 昭和三十九年十二月二十六日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 静岡県天竜市議会議長 青山利一
紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四四号 昭和三十九年十二月二十六日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 高知市長 氏原一郎
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四五号 昭和三十九年十二月二十六日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 熊本県知事 寺本広作
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二四六号 昭和三十九年十二月二十六日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 埼玉県入間郡富士見町議会議長
森田宗三郎外一名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二五四号 昭和四十年一月五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願
請願者 富山市長 湊栄吉
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二五五号 昭和四十年一月五日受理
地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)
請願者 香川県善通寺市長 森村電彦外二
名
紹介議員 津島 壽一君
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二五六号 昭和四十年一月五日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(十三通)

請願者 栃木県足利市長 木村浅七外百六十二名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二六三号 昭和四十年一月六日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(四通)

請願者 山形県寒河江市長 渡辺彦吉外三名

紹介議員 北畠 教真君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二六五号 昭和四十年一月七日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 兵庫県城崎郡日高町議会議長 長沢 昂

紹介議員 稻浦 鹿藏君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二六九号 昭和四十年一月十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 高知県高岡郡橋原村議会議長 中岡 一

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二七〇号 昭和四十年一月十一日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(五通)

請願者 北海道茅部郡南部町議会議長 下池 巖外四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二八一号 昭和四十年一月十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 佐賀県唐津市議会議長 宮崎芳郎

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第二九〇号 昭和四十年一月十二日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(三通)

請願者 福島県須賀川市長 鈴木貞夫外二名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三一九号 昭和四十年一月十八日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二通)

請願者 神奈川県相模原市長 山口茂治外二名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三二八号 昭和四十年一月十八日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(十八通)

請願者 北海道虻田郡豊浦町 加藤惣之助外十七名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三三四号 昭和四十年一月十八日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 大分県臼杵市議会議長 田口次生

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三三五号 昭和四十年一月十八日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(二十通)

請願者 長崎市長 田川務外十九名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三五一号 昭和四十年一月十九日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 大分県杵築市大字片野五六〇川崎 正 義隆君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三五二号 昭和四十年一月十九日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(八通)

請願者 岐阜県恵那市大井町恵那郡町議會議長 森利一外十名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三五三号 昭和四十年一月十九日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願(四十一通)

請願者 山梨県韮崎市市長 横内要外四十六名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三六九号 昭和四十年一月二十日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 福島県内郷市長 沼田一夫

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第三七〇号 昭和四十年一月二十日受理

地方交付税の税率引上げに関する請願

請願者 長野県下伊那郡松川町 小木曾道夫外三十七名

紹介議員 羽生 三三君

この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一〇二号 昭和三十九年十二月二十二日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(六通)

請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一 沼畑金四郎外五名

紹介議員 田上 松衛君

道路交通法の対面交通制を人車左側統一通行制に改正せられたいとの請願。

理由 国民大多數の右利きの習性に最適の左側通行の慣

習は、生後言葉を言い始める頃には大体固定してしまひ、青少年が右側通行に慣れたという説は管見皮相の誤解である。その実例として、集団行進や駅構内では公然と老幼の差なく左側通行であり、学校体育、校舎構造も左側通行適応を原則としてゐる。児童、生徒の右側通行は、主として在学中のメッキ習生で、その地金の左側通行を現わす傾向が顕著であり、左側通行の慣習は老幼に一貫不変の地金、不文の憲法のごときものである。かくして、慣行自然の左側通行と強制不自然の右側通行との二つのルールが心身に及ぼすかゝりによる不調和と錯覚の危険、「右往左往」の交通、生活秩序の混乱、ひいては交通道徳、遵法精神のまひ化を誘発し助長し災禍を多岐に派生させてゐる。人は右の通行規制は国民の歩行の自由と交通全般の円滑を阻害する足かせ法である。

第一五一号 昭和三十九年十二月二十三日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(六通)

請願者 長崎県上県郡上県町 山北静代外五名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第一八八号 昭和三十九年十二月二十四日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(十通)

請願者 新潟県長岡市長町一丁目 木島信一外九名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二一六号 昭和三十九年十二月二十五日受理

人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願(五通)

請願者 埼玉県浦和市別所一、一一七 森米子外四名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三三九号 昭和三十九年十二月二十六日受理
人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願
(四通)

請願者 東京都世田谷北沢二、四〇九時
枝誠記外三名
紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二六四号 昭和四十年一月七日受理
人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願
(五通)

請願者 京都市南区九条通御前下ル 五由
出家義外四名
紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二六八号 昭和四十年一月八日受理
人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願
(五通)

請願者 京都市右京区鳴滝本町二一〇 吉
川秀造外四名
紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二八〇号 昭和四十年一月十一日受理
人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願
(四通)

請願者 岐阜市外那加町 橋岡良夫外三名
紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三〇七号 昭和四十年一月十三日受理
人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願
(六通)

請願者 新潟県長岡市千才町五一五 羽賀
光則外五名
紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三一三三号 昭和四十年一月十六日受理
人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願
(六通)

請願者 新潟県長岡市弓町三國鉄アパート
内 伊藤健三外五名
紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三四三三号 昭和四十年一月十九日受理
人・車の左側統一通行制緊急実施に関する請願
(七通)

請願者 新潟県小千谷市千谷川西 丸山文
男外六名
紹介議員 田上 松衛君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二五一号 昭和四十年一月五日受理
発電用水利用料増額等に関する請願

請願者 新潟県議会議員 戸田文司
紹介議員 小柳 牧衛君
国土保全の万全を期するため、すみやかに適正なる発電用水利用料(常時理論水力一キロワットにつき年額百九十円以上の増額)の改正を行なうとともに、健全なる地方財政確立のため、地方交付税の算定における使用料の算入を撤廃するよう強く要望するとの請願

理由
発電施設の存する河川については、河川工事費に關する物価の値上がり倍率によって決定された発電用水利用料の徴収が認められているが、現行の水利使用料は昭和三十二年に改訂されたまま今日に及んでおり、その後の諸物価の値上がり改訂時の数値に比較して約三十九パーセントの変動増が認められることから、著しく適正を欠いているばかりでなく、近年、河床の上升、荒廃がますます増大し、これが起因となって発生する災害に対処する経費もまた年々増加し、地方財政

を極度に圧迫している。

第二七一七号 昭和四十年一月十一日受理
豪雪地帯における地方財政の合理化に関する請願
請願者 長野県議会議員 風間和夫
紹介議員 羽生 三七君

豪雪地帯住民の税負担の軽減を図り、また豪雪地帯をかかえる県市町村の財政悪化を打開するため、左記事項の実現を強く要望するとの請願。
一、地方交付税率を引き上げ、交付税総額を増額すること。
二、地方交付税の基準財政需要額算定における積雪補正を増額すること。
三、地方交付税制度の積雪級地を、豪雪地帯市町村の実態に一致させるよう改正すること。
四、豪雪地帯における固定資産税、住民税、事業税、自動車税、軽自動車税等地方税の減税についての法制措置と、地方税の減税による歳入減に対する財源の補てんを図ること。

理由
豪雪地帯住民の所得水準は低く、税の負担能力においてもきわめて乏しい実情にあるにもかかわらず、積雪による経済負担の増加等その特殊事情については、税制上十分な配慮がなされていないため、住民の税負担は過重となっている。
一面、県市町村では豪雪地帯の交通通信の確保、治山治水等国土の保全、教育、保健衛生、社会福祉施設の整備、産業の振興等他の地域との格差是正のための、各種施策を実施推進しているが、これらに対する国の財政措置も十分になされていない。

第二八三三号 昭和四十年一月十二日受理
豪雪地帯における地方財政の合理化に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会内 市村郁夫
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二七一七号と同じである。

第三五六号 昭和四十年一月二十日受理
豪雪地帯における地方財政の合理化に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会内 中村治郎
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二七一七号と同じである。

第二七二二号 昭和四十年一月十一日受理
市町村職員の給与改定に伴う財源措置に関する請願
請願者 長野県議会議員 風間和夫
紹介議員 林 虎雄君
市町村職員の給与水準は著しく低いから、国に準じた改定が実施できるよう具体的な行政指導をされるところに、その財源である地方交付税等について重点的に配慮され、なお、当面の措置として地方交付税の交付率引上げの措置を講ずるよう強く要請するとの請願。

理由
地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により、国及び民間の職員の給与を考慮して定めることとされているが、現状は地方公共団体の財政事情に左右されて、十分に考慮されていない。

第二八四四号 昭和四十年一月十二日受理
市町村職員の給与改定に伴う財源措置に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会内 市村郁夫
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二七一七号と同じである。

第三五七号 昭和四十年一月二十日受理
市町村職員の給与改定に伴う財源措置に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会内 中村治郎
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二七一七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二九一号 昭和四十年一月十二日受理

委託、委任事務の合理的整備軽減等に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ三福島県町村会

内 佐藤了寿外一名

紹介議員 石原幹市郎君

国、県の市町村に対する委託、委任事務の合理的調整を図り、市町村事務負担の軽減策を講ずると共に、委託、委任事務費を実態に即し増額するよう福島県町村会定期総会の決議により請願する。

理由

近時、国、県の市町村に対する委託、委任事務が増加に加えて複雑化しているが、人件費の増加の折から増員をも差控えざるを得ない状況にあり、市町村の固有の行政事務遂行が困難である。

第二九二号 昭和四十年一月十二日受理

地方公務員の定年制実施に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ三福島県町村会

内 佐藤了寿外一名

紹介議員 石原幹市郎君

町村の職員構成の合理化を図り町村自治行政の近代化と事務能率の向上を期するため、地方公務員法を改正し、すみやかに停年制を設けるように福島県町村会定期総会の決議により請願する

理由

町村の行政は年を追うてますます複雑化し、事務量は増加の一途をたどっており、且つ国の施策の経済成長により人件費は給与改訂等のため年々増加し町村財政を圧迫している。

昭和四十年二月六日印刷

昭和四十年二月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局